

と考えられるため、共働き家庭や、ひとり親家庭などにも、受診しやすい体制作りと、満足度の高い乳幼児健診等の実施が求められています。また、赤ちゃん訪問の未訪問者や乳幼児健診等の未受診者に対しては、保育園幼稚園や家庭児童相談室などの関係機関と連携して、全数の状況把握に努めています。

安心して楽しく子育てできるまちの達成度をみる指標において、育児を楽しめる母親の割合は増加しましたが、目標には達しませんでした。国の評価でも同様の結果となっており、親が感じる「育てにくさ」は、児の心身状態や発育・発達の偏りや遅れ、親の子育て経験不足や知識不足、親の心身状態の不調、家庭や地域など親子を取り巻く環境面での支援不足の要素があるとしています。「育てにくさ」の一部には、発達障害などが原因となっていることもあります。乳幼児健診等での的確な評価と適切な保健指導、また必要時には健診事後教室でのフォローや、養護訓練センター等の療育施設との連携により、親子の支援をすることが必要です。

また、母親が育児を楽しむためには、父親の育児協力も必要です。妊娠期から父子手帳の配布やはじめての子育て教室を通じて、父親への働きかけを行っていますが、関係機関と連携し、幅広く子育て世代の父親への働きかけをすることが必要と考えます。

基本的な生活リズム確立のための指標では、朝食を毎日食べる児と早寝の児の割合が増加しました。これは乳幼児健診、相談での継続的な栄養指導、保健指導の効果と考えます。乳幼児期の生活習慣は、学童期、思春期、妊娠出産期など、その後の生活習慣にも影響するため、今後も高い水準の維持が求められます。一方で、朝食を毎日食べる親の割合（3歳児の親）は低下しました。親の生活習慣は児の生活習慣へも影響するため、引き続き親への指導も重要と考えます。

未熟児支援については、平成25年度に母子保健法の一部権限移譲がなされ、市が未熟児養育医療給付事業等を開始しました。それに伴い、保健所が実施していたスマイルビーンズ（未熟児サポート教室）を引き継ぎ、未熟児とその親の支援をしています。妊娠出産期での健康管理により低出生体重児を増やさないための対策はなされていますが、同時に周産期医療の発達により未熟児は経年に1割程度いる状況です。未熟児支援として、岐阜県の母と子のサポート支援事業での医療機関との連携による早期支援、養護訓練センター等と連携したスマイルビーンズ（未熟児サポート教室）の実施をしています。未熟児は発育・発達の問題により継続支援が必要なケースが多いため、児の健やかな成長と親が安心して子育てができるように、引き続き未熟児支援を充実させる必要があります。

第4章

計画の基本理念と施策の展開



1 計画の基本理念と母子保健のめざす姿

「せき・すこやか親子プラン」（第4次関市母子保健計画）は、関市における母子保健施策の効果的かつ総合的な推進を目的として策定します。

母子の生命を守り、母子の健康の保持増進を図る目的に加え、近年の妊娠婦や子育て世帯を取り巻く環境等が変化する中で、安心して子どもを産み、ゆとりを持って健やかに育てるための環境づくりなど、さらに強化した母子保健対策の展開を図り、すべての親子が笑顔で心豊かに暮らせるまち『関市』を目指すものとします。

～母子保健のめざす姿～



すべての親子が笑顔で心豊かに暮らせるまち『関市』

健康目標

- 安心して妊娠・出産ができる。<妊娠・出産期>
- 親が子どもの成長を見守り、楽しく子育てができる。<乳幼児期>
- 子どもが健康でその子らしく生活できる。<乳幼児期>
- 子どもが生きる力を身につけ、心豊かに成長できる。<思春期>



2 課題に対する主要な対策と施策の方向性

課題に対する主要な対策（I～V）➡ 施策の方向性

I 切れ目ない妊娠婦・乳幼児への保健対策

人口減少、少子化が進む中で、地域で母子が安心して生活できるよう、妊娠・出産・育児における母子保健対策の更なる充実が必要です。妊娠届出や妊婦健康診査、健診や相談、予防接種など母子を取り巻く情報を総合的に把握し、効果的な支援に結びつけ、切れ目ない妊娠婦・乳幼児への保健対策が必要となります。のために、母体の健康管理の充実や要支援妊娠婦支援、治療を含む不妊への理解を深めるための啓発など妊娠・出産期への関わりを推進していきます。

未熟児支援や訪問、健診、相談等の母子保健事業の高い受診率の維持及び未受診者対策、子どもの発育や発達に関する情報提供や健全な生活習慣の確立、食育の推進、成長発達段階に応じた事故予防の啓発、予防接種の推進など総合的かつ効果的な母子保健事業を実施します。また、健診や相談は行政が親子に直接かかわることができる貴重な機会と捉え、親にとっても有意義な時間になるよう、健診や相談の親の満足度を高めていきます。



- ・母体の健康管理の充実
- ・要支援妊娠婦への支援の充実
- ・妊娠、出産に関する必要な情報の提供
- ・不妊治療費助成事業を含む不妊の理解を深めるための啓発強化
- ・未熟児や疾病、障がいを持つ児への支援の充実
- ・赤ちゃん訪問、健診、相談事業の受診率の維持及び未受診者対策
- ・健診、相談での的確な評価と適切な保健指導の実施
- ・歯科保健対策の充実
- ・健康的な生活習慣の確立のための支援
- ・継続的な禁煙支援
- ・家庭における食育の推進
- ・成長発達段階に応じた事故予防の啓発
- ・安全で受けやすい予防接種事業の充実



II 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策

思春期保健対策は次世代の健康づくりに直結する重要な課題であり、行政、学校保健、医療、地域、民間団体等を巻き込んだ具体的な連携が必要です。特に乳幼児期から小学校で確立した生活習慣を中学校以降に継続できるように、児童・生徒が心身の健康に関心を持ち健康的な生活習慣を継続する力や氾濫する情報から正しい知識や行動を選択する力を育むことが重要です。

学校と連携し効果的な教育内容を検討するため、食育推進会議や学校保健会、養護教諭部会、学校保健安全委員会などを活用し、関係機関が検討する場を設けるように働きかけをしていきます。

相談窓口としての保健センターの周知と就学時健診時の予防接種歴の確認と接種勧奨や中学生の赤ちゃんふれあい体験を糸口にし、総合的な学童期・思春期への保健対策を引き続き検討をしていきます。



- ・乳幼児期から思春期までの途切れのない支援
- ・命の大切さについて学習する場の充実
- ・情報を選択する力の育み
- ・健康的な生活習慣の確立についての取り組み
- ・関係機関との連携



III 子どものすこやかな成長を見守り育む地域づくり

少子化や核家族化、雇用形態の多様化など、母子を取り巻く環境の変化による、育児に取り組む親の孤立化や妊娠婦が子どもに触れる機会のないまま、妊娠、出産を経験し、親になっていくことも少なくない実態があります。そういう子育て世代の親を孤立させない支援体制の整備と連携が必要です。その一つとして、情報発信の方法を工夫し実施します。

また、子育てに関わる者が感じる育児上の困難感（＝育てにくさ）とその要因、困難感を軽減するための手立てや虐待防止について、広く市民に啓発し、地域で子どもを見守る体制を構築していきます。



- ・地域における子育て支援体制の充実強化
- ・地域住民による支援活動の推進
- ・地域にある様々な資源、相談窓口の周知
- ・育てにくさの要因や虐待について知識を普及し、地域の理解を深める働きかけ



IV 育てにくさを感じる親に寄り添う支援

育てにくさを感じる要因には、親の子どもに対する発達、発育過程の知識不足や経験不足、児の発育・発達の偏りや遅れが原因となっていることが考えられます。親子が発信する様々な育てにくさのサインを受け止め、丁寧に向き合い、子育てに寄り添う支援が必要です。そのため切れ目のない妊娠婦・乳幼児の保健対策を充実させ、訪問や健診、相談などの母子保健事業を通じた的確な評価と適切な保健指導や療育施設との連携を実施していきます。

また、母親が育児を楽しむためには父親の育児協力も必要です。関係機関と連携し、幅広く子育て世代の父親への働きかけを行います。



- ・きめ細かな育児情報の提供
- ・育児についての相談事業の充実、相談窓口の周知
- ・発達障がいに対する知識の普及と相談窓口の充実
- ・父親等、家族の育児参加の推進



V 妊娠期からの児童虐待防止対策

望まない妊娠に対する相談体制の充実、医療機関との連携、養育支援を必要とする家庭の把握と継続支援など、切れ目のない妊娠婦・乳幼児への保健対策が必要です。

また、虐待を引き起こす要因の一つである産後うつの早期発見や揺さぶられ症候群の知識や防止策の普及に引き続き取り組んでいきます。



- ・虐待の早期発見と予防対策
- ・関係機関との連携



3 施策に対する取り組みと具体策

I 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策

施策の方向性	取り組み	具体策
I-1 母体の健康管理の充実	妊娠届出時の保健指導の充実	母子健康手帳交付時に、プレママ教室を実施し、保健師、栄養士、歯科衛生士による妊婦のための健康教育と保健指導を行います。 妊婦健診の結果を分析し、妊娠届出時の保健指導に反映し、貧血予防や飲酒防止等の生活習慣に関する指導を行います。
	妊娠中からの禁煙支援	母子健康手帳交付時、妊娠本人と同居家族に対しパンフレット等を用いて禁煙指導を行います。
	産科医療機関との連携	妊娠届出は、妊娠11週までの早期提出を勧めし、啓発します。 妊娠中からの継続した支援を実施するため、医療機関と連携した支援体制を充実させます。
	要支援妊産婦への早期からの支援	要支援妊婦のフローチャートを利用し、必要者に速切ることなく支援を行います。 家庭児童相談室等関係機関と情報の共有をし、早期に支援を開始します。
I-2 要支援妊産婦への支援の充実	産科医療機関との連携	産科医療機関との連携を強化し、妊娠期や産後早期からの支援を行います。
	妊娠、出産に関する必要な情報の提供	母子健康手帳交付時に、プレママ教室として、保健師、栄養士、歯科衛生士による妊婦のための健康教育と保健指導を行います。 妊婦健診の結果を分析し、妊娠届出時の保健指導に反映し、貧血予防や飲酒防止等の生活習慣に関する指導を行います。 職場や地域への妊娠中の健康管理に対する理解を深めるために、マタニティマークや母性健康管理指導事項連絡カードの配布と説明を行います。 妊娠中や産後早期の不安解消のために、妊娠届出時に相談窓口などの周知を行います。
	④妊娠、出産についての正しい知識の普及啓発	妊娠中の生活の注意点など、プレママ教室の指導内容を家庭で振り返ることができるよう、パンフレット等を配布して知識の普及に努めます。 妊娠、出産について理解を深めるため、家族計画や自身の健康管理についてのリーフレットを作成し、妊娠届出の際に配布することを検討します。
	不妊治療費助成事業を含む I-4 不妊の理解を深めるための啓発強化	不妊治療費助成事業の実施により、不妊治療に関する経済的負担の軽減を図り、ホームページ等で助成事業に関する周知に努めます。 不妊に関する理解を深めるため、家族計画や不妊の知識、また不妊に関する相談窓口を周知するリーフレットを作成し、妊娠届出の際に配布することを検討します。
I-5 未熟児や疾病、障がいを持つ児への支援の充実	⑤未熟児支援の実施	未熟児育児医療給付事業の実施により、養育医療に関する経済的負担の軽減を図ります。 養育医療申請時から地区担当保健師が問わり、未熟児の早期把握と早期支援を行います。 親の不安解消、問題解決の場となるよう未熟児支援教室(スマイルビーンズ)の内容充実に努めます。 公立の児童発達支援施設と連携し、専門職への相談の場の提供や必要な児には早期からの療育開始に努めます。
	疾病、障がいを持つ児への支援の実施	母と子の健康サポート支援事業の実施により、医療機関や保健所と連携し、児の早期把握と早期支援をします。 出生後早期より、地区担当保健師が継続して問わり、親の育児不安の軽減に努めます。 利用可能な福祉サービスに関する情報提供を行います。 児童発達支援施設と連携し、専門職への相談の場の提供や必要な児には早期からの療育開始に努めます。
I-6 赤ちゃん訪問、健診、相談事業の受診率の維持及び未受診者対策	乳幼児健診、相談の勧奨	未受診者に対し、架電、訪問等で受診勧奨を行います。 未受診者の状況把握のため、架電や訪問、他機関との情報共有等を行います。
	⑥健診満足度向上のための対策	4か月児健診にて「親子のふれあい遊び」を行い、親子のコミュニケーションの大切さを学ぶとともに、ふれあいの楽しさを実感する機会とします。 6か月離乳食相談にて「離乳食とこどもの発達と親子ふれあい遊び」について伝え、離乳食に対する不安解消の場とするとともに、食事や遊びを通じた親子のコミュニケーションを促します。 3歳児健診では「絵本の読み聞かせ」「生活習慣の確立と親子遊び」を通して親子のコミュニケーションを促し、就園に向けた生活指導を実施します。 適切な保健指導を行うため、様々な研修に参加し、健診従事者のスキルアップを図ります。 健診満足度に関するアンケート調査を実施し、更なる健診満足度向上に努めます。
	産前産後のサポートの実施	育児不安の強い産後早期(2か月未満)に赤ちゃん訪問を実施します。 子育て支援スタッフ派遣事業、ファミリーサポート事業等の制度を紹介し、育児負担の軽減に努めます。
	関係機関との連携	医療機関、保健園、幼稚園、子ども家庭課、福祉政策課等の関係機関と連携し、乳幼児健診未受診者の情報把握やその後の対応について、共に考えます。
I-7 健診、相談での的確な評価と適切な保健指導の実施	保健指導の充実	「保健指導のポイント」に基づき、対象児を的確に評価し、指導を行います。
	⑦母子健康手帳の有効活用	各乳幼児健診・相談での保健指導事項を記載し、指導内容を保護者とともに共有します。 保護者記入欄の活用を推奨し、児の成長発達を保護者自らが確認できるようにします。

◎は重点取り組みです。

施策の方向性	取り組み	具体策
I-8 歯科保健対策の充実	妊婦歯科健診受診率の向上	妊婦歯科健診についてのアンケート調査と分析を行い、受診率向上の手立てを検討します。 受診を意識づけるために、妊婦健診受診券のつづりに歯科健診問診票を入れることを検討します。
	乳幼児健診、相談時等における歯と口の健康教育の充実	1歳6か月児歯科健診において、むし歯リスクが高いと判断された児を対象に2歳児歯科相談を実施します。 乳幼児学級、保育園、幼稚園における歯科健康教育や園などにおける啓発で、歯磨き習慣の定着を図ります。
	フッ化物塗布の推奨	むし歯予防のため、歯科健診、就学時健診等の機会を活用し勧奨します。
I-9 健康的な生活習慣の確立のための支援	乳幼児健診、相談時における生活習慣に関する健康教育の充実	各乳幼児健診・相談における個別、集団指導により、規則正しい生活習慣の定着を図ります。
	赤ちゃん訪問、乳幼児健診、相談などの機会における禁煙指導	保育園では、園など活用し、望ましい生活習慣の指導をします。
I-10 継続的な禁煙支援	産後の再吸烟防止対策	吸烟歴のある母については、妊娠期からの禁煙指導、産後の乳幼児健診等で継続して支援し、再吸烟防止に努めます。
	喫煙等に関する情報提供の充実	広報、ホームページ等を活用し、タバコの害や禁煙方法について情報提供を行います。
	食育についての啓発活動	各乳幼児健診・相談における食育の普及・啓発を行います。
I-11 家庭における食育の推進	保育園、幼稚園との連携による食育に関する啓発活動の充実	公立の児童発達支援施設では、通所児を対象とした食事指導を実施します。 保育園、幼稚園では、給食参観の実施、園など活用し、食育を推進します。
	事故予防に関する情報提供の充実	はじめての子育て教室において、授さぶられ症候群や赤ちゃんの泣きへの対応に関する知識の普及に努めます。 授さぶられ症候群に関するリーフレットを市役所窓口にて出生届の提出時に配布し、予防啓発します。
I-12 成長発達段階に応じた事故予防の啓発	赤ちゃん訪問、各乳幼児健診・相談において各成長発達段階に応じた事故予防を啓発します。	赤ちゃん訪問、各乳幼児健診・相談において各成長発達段階に応じた事故予防を啓発します。
	未接種児への勧奨	広報、ホームページ、パネル展示等により、事故予防について広く普及啓発を行います。
	予防接種に関する情報提供の充実	保育園、幼稚園等では、交通安全教育を行います。
I-13 安全で受けやすい予防接種事業の充実	各乳幼児健診・相談時に接種歴を確認し、未接種児への勧奨を行います。	公立の児童発達支援施設では、家庭訪問を実施し、事故予防のための環境整備を指導します。
	未接種児への勧奨	各乳幼児健診・相談において個別に情報提供、勧奨を行います。

II 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策

施策の方向性	取り組み	具体策
II-1 乳幼児期から思春期までの途切れのない支援	予防接種の接種勧奨	未就園児は乳幼児健診、相談での個別勧奨、就園児は保育園等を通じた接種啓発文書の配布、学童期は郵送など、各年齢に合わせて接種勧奨を行います。
	◎保育園、幼稚園、学校等との連携	広報やホームページ等を活用し、広く市民全般へ向けた開拓啓発を行います。
	○食育の充実	乳幼児期の児の発育発達の継続支援として、市内保育園、幼稚園を対象に園訪問を実施します。 市内中学3年生を対象に、思春期教室「赤ちゃんふれあい体験教室」を実施します。
II-2 命の大切さの啓発	各乳幼児健診・相談時の栄養指導において、食育の普及・啓発を行います。	学校等と連携し、児童健康教室にて栄養指導を実施します。
	学校等と連携し、児童健康教室にて栄養指導を実施します。	ヘルスメイトが開催するおやこ食育教室で、レシピの提供など開催にあたり支援します。
	○思春期教室の充実	学校では栄養教諭を中心とした食育指導を行います。
II-3 命の大切さの啓発	市内保育園、幼稚園を対象に歯科健康教育を実施します。	市内保育園、幼稚園を対象に歯科健康教育を実施します。
	媒体の貸出等、小学校の歯科健康教育を支援します。	媒体の貸出等、小学校の歯科健康教育を支援します。
	中学校と連携し、思春期教室「赤ちゃんふれあい体験教室」を実施します。また、実施内容をより充実させます。	中学校と連携し、思春期教室「赤ちゃんふれあい体験教室」を実施します。また、実施内容をより充実させます。
II-4 自殺予防対策	学校の授業において、メンタルヘルスや生活習慣、薬物等の学習を教育課程の中に組み込みます。	学校の授業において、メンタルヘルスや生活習慣、薬物等の学習を教育課程の中に組み込みます。
	小、中学校の授業において性教育、生活習慣病予防に関する指導を行います。	小、中学校の授業において性教育、生活習慣病予防に関する指導を行います。
	保健所では、希望する高等学校へいのちの教育出前講座を行います。	保健所では、希望する高等学校へいのちの教育出前講座を行います。
II-5 校外の相談できる場として、思春期教室等で保健センターなど各種機関を相談窓口として周知します。	学校教育課では、専門的知識が必要となる飲酒や薬物に関する出前講座の講師の紹介を行い、思春期教育の充実を図ります。	学校教育課では、専門的知識が必要となる飲酒や薬物に関する出前講座の講師の紹介を行い、思春期教育の充実を図ります。
	学校では、学校活動や道徳の授業で、命の尊さに関する学習を実施します。	学校では、心のアンケートを実施し状況把握と支援を行っています。また、スクールカウンセラーや心の相談員との面接を行います。
	学校では、心のアンケートを実施し状況把握と支援を行っています。また、スクールカウンセラーや心の相談員との面接を行います。	学校教育課では、担任以外にも相談相手を持つ支援として、マイサポーター制度を推進します。

施策の方向性	取り組み	具体策
II-3 情報を選択する力の育み	①相談窓口の周知	様々な場面を通じて保健センター等を相談窓口として周知します。
	アルコール、タバコ、薬物についての情報提供	学校の授業において、アルコールやタバコ、薬物について指導と教育を行います。 保健所では、各学校に対してアルコールやタバコ、薬物についての出前講座を実施します。
	望まない妊娠、性感染症についての情報提供	学校の授業において、妊娠を含めたライフプランや性感染症について指導と教育を行います。 保健所では、性感染症についての出前講座を実施します。
	情報モラルに関する正しい知識の普及	学校では、児童、生徒および保護者に対して携帯電話等の安全な使い方や個人情報の取り扱いに関する指導を行います。 学校を通じて、21時以降に携帯・ゲーム等通信機器の使用を自粛するよう家庭に呼びかけます。
II-4 健康的な生活習慣の確立についての取り組み	基本的生活習慣に関わる情報提供	学校では、児童、生徒の生活習慣についてアンケートなどをを行い、将来を見据えた基本的な生活習慣を身につける指導を行います。
	学校と連携した生活習慣病予防の推進	学校等と連携し、児童健康教室を運営します。
II-5 関係機関との連携	関連機関(小中学校、保健所等)、他課との連携強化	学校では、養護教諭会を実施し、学校間の情報共有を行います。
		学校では、小中学校保健安全委員会を実施し、関係機関や地域との情報共有を行います。
		学校では、PTAと連携し家庭教育学級を開催し学習の場を提供します。
		行政や学校は、必要時にケース会議を実施し、関係機関と情報共有を行い、多角的な支援を行います。

III 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり

施策の方向性	取り組み	具体策
III-1 地域における子育て支援体制の充実強化	妊娠、出産に対しての支援	母子健康手帳交付時に、プレママ教室として、保健師、栄養士、歯科衛生士による妊娠のための健康教育と保健指導を行います。 初妊婦を中心として、はじめての子育て教室を実施、沐浴指導等の産後の育児に向けた学習機会を提供します。 妊娠対象の教室の周知を行い、妊娠中の育児支援と育児への意識づけを行います。 ひとり親や若年妊娠、病気や障がいのある妊娠等へは、妊娠中より個別に継続した支援を行います。 育児負担の軽減のため、とんてん館、子育て支援スタッフ派遣事業、ファミリー・サポート・センター等の各機関の子育て支援事業を周知します。 妊娠中より、すくすくらんど等の地域活動を周知し、地域内での仲間づくりを支援します。 母子健康手帳と同時に父子手帳を交付し、父親の育児参加の意識付けを行います。
		各機関において、とんてん館、子育て支援スタッフ派遣事業、ファミリー・サポート・センター等の子育て支援事業の充実を図ります。 児の発育発達や親の子育ての不安解消のため、乳幼児相談を実施します。 各地域ではすくすくらんど、乳幼児学級、てらっこ等を実施し、親が子育てを学び交流できる場の内容充実を図ります。
		主任児童委員や民生委員により、地域の子育て家庭を見守ります。 主任児童委員や民生委員と地区担当保健師との連携の強化に努めます。 学校では、定期的に懇談会を実施し、民生委員、主任児童委員との情報交換を行います。
		ヘルスマイト養成のため、健康づくり教室を開催し、育成に努めます。 ヘルスマイトが煮干し粉の製造、普及活動や8か月離乳食相談における離乳食の調理等の活動を通して、子育て家庭に開催した健康づくり事業に取り組めるように支援します。
		赤ちゃん訪問、各乳幼児健診・相談、広報、ホームページの様々な機会において、各機関の子育て支援事業について情報提供します。 子ども家庭課では、子育て支援ガイドブック「せきっこすくすくなび」を作成し、子育て家庭に配布します。
		子どもの発育発達について、また発達障がいや虐待防止について、広報、ホームページ等を活用し広く情報提供を行います。 第4次母子保健計画の概要版を作成、配布し、地域の見守り体制の普及啓発に努めます。
		乳幼児健診、相談においては、その相談者に適した相談窓口を紹介します。 保健センター、家庭児童相談室、中高生子ども相談センター、児童発達支援施設等の相談窓口について、広報、ホームページ等で周知します。 市内の母子健康手帳に、身近な相談窓口を掲載します。
III-4 育てにくさの要因や虐待について知識を普及し、地域の理解を深める働きかけ	①一般市民への知識の普及	相談窓口の周知

IV 育てにくさを感じる親に寄り添う支援

施策の方向性	取り組み	具体策
IV-1 きめ細かな育児情報の提供	②子どもの発育、発達について学習する機会の提供	赤ちゃん訪問、乳幼児健診、相談において、児の発育発達、予防接種、子育て支援事業等について幅広く情報提供を行います。 保育園の園よりでは、生活習慣やお口の健康など子育ての情報提供を行います。 乳幼児学級では、親子で参加できる行事等を通して、親子同士の交流と育児の学びの機会とします。 1歳6か月児健診にて、トイレトレーニングの時期や方法について集団教育を行い、知識の普及を行います。
		乳幼児健診、相談において、各成長段階に応じた健康教育を実施します。 すぐくす教室では、親子と一緒に参加する遊びを紹介し、親子のコミュニケーションや児の発達を促進するとともに、親が児の成長発達について学ぶ機会とします。
IV-2 発達障がいに対する知識の普及	③発達障がいに対する知識の普及	公立の児童発達支援施設では、通所児の親を対象とした学習会を開催します。 公立の児童発達支援施設では、就学後の悩みの共有、不安解消のため、保護者のOB会や学習会等を開催します。 健診、相談において、親に児の特性を伝え、関わり方の工夫を具体的に指導します。
		学校では、就学相談や特別支援教育アシスタントを設置しています。
IV-3 育児についての相談事業の充実、相談窓口の周知	④要支援児、要支援家庭の支援	他機関と連携し、地区担当保健師が継続的に関わり、支援を行います。
	⑤関係機関との連携	関市要保護児童対策地域協議会(代表者会議)において各機関と連携を図ります。
	⑥専門職による育児不安対策の推進	親の育児不安の解消や子育ての問題解決、子どもの発達相談等を目的とし、発達支援相談員による心理面接や1歳6か月健診における公立の児童発達支援施設指導員による個別面接を実施します。 健診、相談時に児の発達や育児相談を行い、子育ての負担感、孤立感の軽減に努めます。
IV-4 父親等、家族育児の推進	⑦父兄の育児参加に関する啓発	就学支援相談等、様々な相談窓口の周知をします。
		父親の育児参加を促すため、母子健康手帳交付時に、父子手帳の交付と活用を促します。 はじめての子育て教室により、父親の育児や家事の知識の向上と参加を促進します。
		父親の育児参加の推進のため、職域への働きかけを検討します。 公立の児童発達支援施設では、父親同士の交流会を実施し、父親の育児参加を促します。
	⑧家族の育児参加に関する啓発	生涯学習課では、子育て講座や家庭教育学級を実施し、育児参加の啓発をします。

V 妊娠期からの児童虐待防止対策

施策の方向性	取り組み	具体策
V-1 虐待の早期発見と予防対策	①虐待予防に関する知識の普及	はじめての子育て教室において、搔きぶられ症候群や赤ちゃんが泣きやまない時の対応に関する知識の普及に努めます。 搔きぶられ症候群に関するリーフレットを出生届の提出時に市役所窓口にて配布し、予防啓発します。
		児の発達段階にあった子育ての情報提供をするとともに、子育てや家庭についての親の負担感や悩みが軽減できる指導に努めます。
	②乳幼児健診、相談の充実	健診や相談の際に、虐待早期発見の視点で児の身体状態や保護者の状況確認を行います。
	③地域支援体制の整備	すぐくすランドや、とんてん館、子育て支援スタッフ派遣事業、ファミリー・サポート・センター等の情報提供を行い、個別相談では相談者に適した窓口を紹介します。 病児病後児保育等の情報提供を行い、子育て家庭を支援します。
V-2 関係機関との連携	④要支援妊産婦への早期支援	母子健康手帳交付時の情報収集から、要支援妊産婦の早期把握に努め、妊娠中から支援します。 医療機関と連携し、要支援者の妊娠中の状況把握に努めます。 赤ちゃん訪問の際、エジンバラ質問票と子育て質問票を用いて、産後うつの早期発見、早期支援に努めます。
		関市要保護児童対策地域協議会(実務者会議、ケース会議)や進行管理会議、随時電話等で各機関と連携し、要支援児と要支援家庭を支援します。
		産科医療機関との連携を強化し、妊娠期や産後早期からの支援を行います。 保健所では、妊娠届出書の窓内統一後の活用に関する評価と、産科医療機関との連携強化を図ります。 小児科や歯科医療機関などのかかりつけ医と連携し、虐待の早期発見に努めます。

4 第4次母子保健計画の指標と目標値

◆主要課題Ⅰ 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策

	指 標	現状値 (H25 年度)	目標 (H31 年度)	備考 (データソース、評価基準)
健 康 水 準 の指標	むし歯のない3歳児の割合	85.3%(H27 数値)	現状維持	○3歳児歯科健診
	低出生体重児の割合	9.1%(H24 数値)	減少	○中濃の公衆衛生
	妊娠・出産について満足している親の割合	今後調査 (H27 数値)	調査後設定	○4か月児健診問診票
	健診に満足している親の割合	今後調査 (H27 数値)	調査後設定	○健診満足度に関するアンケート調査(毎年7~9月に、各乳幼児健診時)
健 康 行 動 の指標	妊娠中の喫煙率	今後調査 (H27 数値)	調査後設定	○4か月児健診問診票 (H25:妊娠届出時 2.8%)
	妊娠中の受動喫煙の割合	27.1%	0%	○妊娠届出書
	育児期間中の両親の喫煙率	今後調査 (H27 数値)	調査後設定	○各乳幼児健診問診票
	妊娠中の妊婦の飲酒率	今後調査	調査後設定	○4か月児健診問診票
	妊婦歯科健診受診率	36.2%	45%	○受診結果
	マタニティーマークを妊娠中に使用したことがある母親の割合	今後調査 (H27 数値)	調査後設定	○4か月児健診問診票
	乳幼児健康診査の受診率 (IV、V再掲)	4か月:99.1% 1.6歳:97.5% 3歳:96.7%	現状維持	○各乳幼児健診 ※現状維持とは、下記数値以上とする。 4か月:98%、1.6歳:96%、3歳:94%
	仕上げ磨きをする親の割合	99.1%	現状維持	○3歳児歯科健診問診票
	朝食を欠食する親と児の割合	(親) 1.6歳:6.7% 3歳:11.3% (児) 1.6歳:2.7% 3歳:4.9%	(親) 1.6歳:5% 3歳:5% (児) 1.6歳:0% 3歳:0%	○1歳6か月児健診、3歳児健診問診票 (毎年7月~12月の6ヶ月間調査)
	22時以降に寝る子の割合 (3歳児)	26.4%	25%以下	○1歳6か月児健診、3歳児健診問診票 (毎年7月~12月の6ヶ月間調査)

	指 標	現状値 (H25 年度)	目標 (H31 年度)	備考 (データソース、評価基準)
健 康 行 動 の指標	事故予防行動をしている家庭の割合	今後調査 (H27 数値)	調査後設定	○1歳6か月児健診問診票「乳幼児のいる家庭で、風呂場のドアを乳幼児が自分で開けることができないよう工夫した家庭の割合」
	小児救急電話相談(#8000)を知っている親の割合	今後調査 (H27 数値)	調査後設定	○4か月児健診問診票
	子どものかかりつけ医(医師・歯科医師など)をもつ親の割合	今後調査 (H27 数値)	調査後設定	○4か月児健診、3歳児健診問診票(歯科医師は、3歳のみ)
	予防接種率 BCG	80.0%	現状維持	○予防接種 ※現状維持とは 96%以上とする。
	予防接種率 MR	I期:95.9% II期:87.3%	I期:現状維持 II期:90%	○予防接種 ※I期の現状維持とは 95%以上とする。
環 境 整 備 の指標	要支援妊婦支援率 (V再掲)	100%	現状維持	
	未受診者把握率 (III、V再掲)	4か月:100% 1.6歳:99.9% 3歳:96.4%	4か月:100% 1.6歳:100% 3歳:100%	○各乳幼児健診
	赤ちゃん訪問の実施率 (IV再掲)	99.8%	現状維持	○赤ちゃん訪問 ※現状維持とは 97%以上とする。
参 考 と す る 指 標	特定不妊治療助成件数	70件(延)		○特定不妊治療助成事業
	妊産婦死亡率	0%		○中濃の公衆衛生
	周産期死亡率	9.2%		○中濃の公衆衛生
	妊娠11週以下の妊娠届出率(V再掲)	93.8%		○母子保健報告
	人工妊娠中絶件数	56件(管内)		○中濃の公衆衛生
	妊娠届出時悩み事や不安のある母親の割合	今後調査 (H26 数値)		○妊娠届出書
	出産後1か月時の母乳育児の割合	今後調査		○赤ちゃん訪問聞き取り調査
	妊娠届出時相談相手がいる母親の割合 (III、IV、V再掲)	98.6%		○妊娠届出書
	1歳6か月までに4種混合・麻しん風しんの予防接種を終了している者の割合	今後調査		○1歳6か月児健診問診票
	妊婦健診を定期的に受けている母親の割合	今後調査		○平成26年10月~赤ちゃん訪問時聞き取り調査

◆主要課題Ⅱ 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策

	指 標	現状値 (H25 年度)	目標 (H31 年度)	備考 (データソース、評価基準)
健康水準の指標	児童における瘦身、肥満児の割合	瘦身:今後調査 肥満: 小学生 1.85% 中学生 1.01% (H24 数値)	瘦身:調査後設定 肥満: 小学生 1.85% 中学生 1.01% へ	○学校保健統計 ○関のこども
	命の大切さについて学ぶことができた中学生の割合	今後調査 (H26 数値)	調査後設定	○思春期教室アンケート
	相談窓口を知っている中学生の割合	今後調査 (H27 数値)	調査後設定	○思春期教室アンケート
健康行動の指標	アルコール、たばこ、薬物の害を知り、使用しない意思のある生徒の割合	今後調査 (H26 数値)	調査後設定	○思春期教室アンケート
	朝食を欠食する子どもの割合 ①3 歳 ②小 5 ③中 2	①0.9% ②1.0% ③2.1%	①0% ②0% ③0%	○しあわせヘルスプラン
	10 代の性感染症罹患率 ①性器クラミジア ②淋菌感染症 ③尖圭コンジローマ ④性器ヘルペス	① 3.3 ② 0.98 ③ 0.34 ④ 0.34		○感染症発生動向調査
	10 代の自殺率	3 件(H23~25)		○中濃の公衆衛生他、県の統計
参考とする指標	10 代の人工妊娠中絶率	2.6%(管内)		○中濃の公衆衛生他、県の統計
	10 代の喫煙率(たばこを吸つたことがある人の割合)	男性 0% 女性 6.8%		○しあわせヘルスプラン
	10 代の飲酒率	男性 10.7% 女性 36.4%		○しあわせヘルスプラン

◆主要課題Ⅲ 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり

	指 標	現状値 (H25 年度)	目標 (H31 年度)	備考 (データソース、評価基準)
健康水準の指標	この地域で子育てをしたいと思う親の割合	今後調査 (H27 数値)	調査後設定	○各乳幼児健診
	妊娠中、仕事を続けることに 対して職場から配慮をされたと思う就労妊婦の割合	今後調査 (H27 数値)	調査後設定	○4 か月児健診問診票
健康行動の指標	両親学級の参加者数	今後調査 (H26 数値)	調査後設定	○赤ちゃん訪問
	相談できる人がいる母親の割合(IV、V 再掲)	妊娠届出時: 98.6% 4 か月:99.4% 1.6 歳:96.3% 3 歳:97.8%	現状維持	○妊娠届出書、各乳幼児健診問診票 ※現状維持とは、下記数値以上とする。 妊娠届出時:98%、4 か月 98%、 1.6 歳:95%、3 歳:95%
環境整備の指標	育児協力者がいる母親の割合(IV、V 再掲)	今後調査 (H27 数値)	調査後設定	○1 歳 6 か月児健診問診票
	子育てに負担を感じる母親の割合(IV、V 再掲)	4 か月:32.7% 1.6 歳:44.6% 3 歳:43.4%	4 か月:30%以下 1.6 歳:40%以下 3 歳:40%以下	○各乳幼児健診問診票、 …子育てに負担を感じることについて、「ある」「時々ある」と回答したもの
	育児を楽しめる母親の割合(IV、V 再掲)	4 か月:97.0% 1.6 歳:94.6% 3 歳:93.3%	現状維持	○各乳幼児健診問診票 …フェイススケールが「笑い顔」「普通顔」と回答したもの
環境整備の指標	未受診者把握率(I、V 再掲)	4 か月:100% 1.6 歳:99.9% 3 歳:96.4%	4 か月:100% 1.6 歳:100% 3 歳:100%	○各乳幼児健診

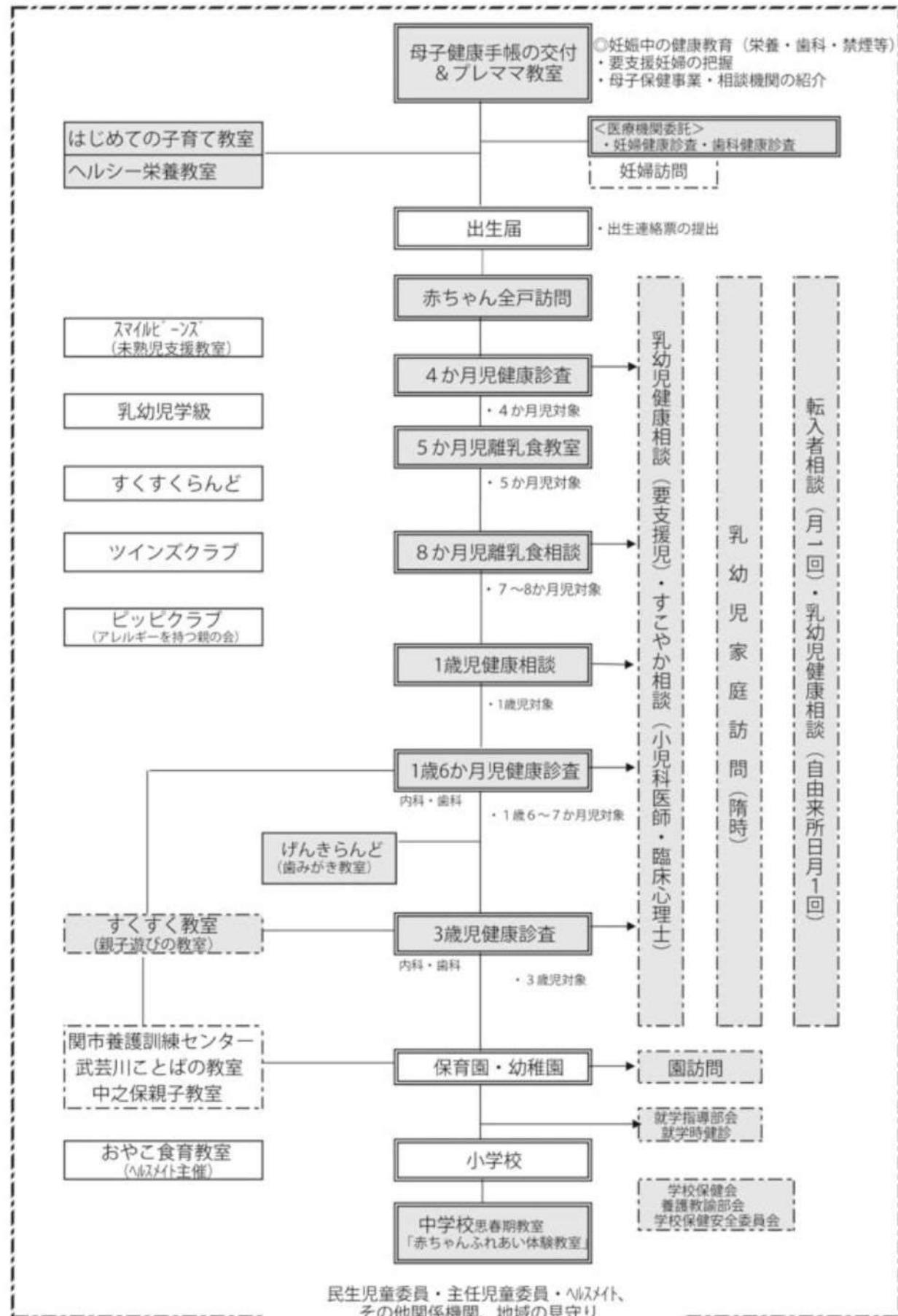
◆主要課題IV 育てにくさを感じる親に寄り添う支援

	指 標	現状値 (H25 年度)	目標 (H31 年度)	備考 (データソース、評価基準)
健 康 水 準 の指標	ゆったりした気分で子どもと過ごせる時間がある母親の割合	今後調査 (H27 数値)	調査後設定	○各乳幼児健診問診票
	育てにくさを感じたときに対処できる親の割合	今後調査 (H27 数値)		○各乳幼児健診問診票
健 康 行 動 の指標	相談できる人がいる母親の割合(Ⅲ、V再掲)	妊 娠 届 出 時 : 98.6% 4 か月: 99.4% 1.6 歳: 96.3% 3 歳: 97.8%	現状維持	○妊娠届出書、各乳幼児健診問診票 ※現状維持とは、下記数値以上とする。 妊娠届出時: 98%、4 か月 98%、 1.6 歳: 95%、3 歳: 95%
育児協力者がいる母親の割合(Ⅲ、V再掲)	今後調査 (H27 数値)	調査後設定	○1 歳 6 か月児健診問診票	
子育てに負担を感じる母親の割合(Ⅲ、V再掲)	4 か月: 32.7% 1.6 歳: 44.6% 3 歳: 43.4%	4 か月: 30%以下 1.6 歳: 4.0%以下 3 歳: 40%以下	○各乳幼児健診問診票 …子育てに負担を感じることについて、「ある」「時々ある」と回答したもの	
育児を楽しめる母親の割合(Ⅲ、V再掲)	4 か月: 97.0% 1.6 歳: 94.6% 3 歳: 93.3%	現状維持	○各乳幼児健診問診票 …フェイススケールが「笑い顔」「普通顔」と回答したもの	
子どもの社会性の発達過程を知っている親の割合	今後調査 (H27 数値)	調査後設定	○各乳幼児健診問診票	
乳幼児健康診査の受診率(Ⅰ、V再掲)	4 か月: 99.1% 1.6 歳: 97.5% 3 歳: 96.7%	現状維持	○各乳幼児健診 ※現状維持とは、下記数値以上とする。 4 か月: 98%、1.6 歳: 96%、3 歳: 94%	
積極的に育児をしている父親の割合	今後調査 (H27 数値)	調査後設定	○各乳幼児健診問診票	
環 境 整 備 の指標	赤ちゃん訪問の実施率(Ⅰ再掲)	99.8%	現状維持	○赤ちゃん訪問 ※現状維持とは 97%以上とする。
	赤ちゃん訪問の 2 か月未満での実施率(V再掲)	69.5%	75%	○赤ちゃん訪問実施時の月齢
参考とする指標	発達障害について知っている国民の割合	今後調査		○母子保健に関する世論調査

◆主要課題V 妊娠期からの児童虐待防止対策

	指 標	現状値 (H25 年度)	目標 (H31 年度)	備考 (データソース、評価基準)
健 康 水 準 の指標	子供を虐待していると思われる親の割合	今後調査 (H27 数値)	調査後設定	○各乳幼児健診問診票
	健 康 行 動 の指標	相談できる人がいる母親の割合(Ⅲ、IV再掲)	妊 娠 届 出 時 : 98.6% 4 か月: 99.4% 1.6 歳: 96.3% 3 歳: 97.8%	○妊娠届出書、各乳幼児健診問診票 ※現状維持とは、下記数値以上とする。 妊娠届出時: 98%、4 か月 98%、 1.6 歳: 95%、3 歳: 95%
育児協力者がいる母親の割合(Ⅲ、IV再掲)	今後調査 (H27 数値)	調査後設定	○各乳幼児健診問診票	
子育てに負担を感じている母親の割合(Ⅲ、IV再掲)	4 か月: 32.7% 1.6 歳: 44.6% 3 歳: 43.4%	4 か月: 30%以下 1.6 歳: 4.0%以下 3 歳: 40%以下	○各乳幼児健診問診票、子育てに負担を感じることについて、「ある」「時々ある」と回答したもの	
育児を楽しめる母親の割合(Ⅲ、IV再掲)	4 か月: 97.0% 1.6 歳: 94.6% 3 歳: 93.3%	現状維持	○各乳幼児健診問診票 …フェイススケールが「笑い顔」「普通顔」と回答したもの	
子どもにあたったり、手をだしたりする母親の割合	4 か月: 9.6% 1.6 歳: 25.5% 3 歳: 40.3%	4 か月: 8%以下 1.6 歳: 20%以下 3 歳: 30%以下	○各乳幼児健診問診票、子どもにあたったり、手をだしたりすることについて、「ある」「時々ある」と回答したもの	
乳幼児健康診査の受診率(Ⅰ、IV再掲)	4 か月: 99.1% 1.6 歳: 97.5% 3 歳: 96.7%	現状維持	○各乳幼児健診 ※現状維持とは、下記数値以上とする。 4 か月: 98%、1.6 歳: 96%、3 歳: 94%	
環 境 整 備 の指標	乳幼児揺さぶられ症候群(SBS)を知っている親の割合	今後調査 (H27 数値)	調査後設定	○4 か月児健診問診票
	要支援妊婦支援率(Ⅰ再掲)	100%	現状維持	○妊娠届出時
参考とする指標	未受診者把握率(Ⅰ、Ⅲ再掲)	4 か月: 100% 1.6 歳: 99.9% 3 歳: 96.4%	4 か月: 100% 1.6 歳: 100% 3 歳: 100%	○各乳幼児健診
	赤ちゃん訪問の 2 か月未満での実施率(Ⅳ再掲)	69.5%	80%	○赤ちゃん訪問
参考とする指標	家庭児童相談室における虐待相談対応件数	今後調査		○家庭児童相談室相談対応に関する統計
	妊娠 11 週までの妊娠届出率(Ⅰ再掲)	93.8%		○妊娠届出時

5 母子保健事業の体系



6 母子保健関連事業

H27.3現在

年齢 課	保健センター	子ども家庭課・保育園・家庭児童相談室	福祉政策課・公立の児童発達支援施設	生涯学習課	学校教育課・養護教諭	保健所・医療機関						
妊娠	<ul style="list-style-type: none"> ●母子健康手帳交付、妊婦健康診査費・妊婦歯科健康診査費助成事業 ●プレママ教室 ●はじめての子育て教室 ●特定不妊治療費助成事業 					<ul style="list-style-type: none"> ●母と子の健康サポート支援事業 (妊婦を対象とした訪問事業) ●母と子の健康サポート支援強化事業 (産婦人科医療機関との行政との連携会議) ●特定不妊治療費助成事業 ●妊婦健康診査(医療機関) ●両親学級(医療機関) 						
出産 0歳	<ul style="list-style-type: none"> ●新生児聴覚検査費助成事業 ●養育医療給付事業 ●スマイルーズ ●赤ちゃん訪問 ●4か月児健診 ●5か月児離乳食教室 ●8か月児離乳食相談 ●1歳児健康相談 ●1歳6か月児 内科・歯科健診 	<table border="0"> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ●予防接種 ・ビブ(2ヶ月～5歳未満) ・小児肺炎球菌 (2ヶ月～5歳未満) ・BCG(3ヶ月～1歳未満) ・四種混合 (3ヶ月～*) ・麻しん風しん混合 (1歳～2歳未満) ・水ぼうそう (1歳～3歳未満) </td><td style="vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ●児童手当等 ・児童手当 (0歳～中学校修了前) ・児童扶養手当 (0歳～18歳) ・特別児童扶養手当 (0歳～20歳未満) ・重度心身障がい児手当 (0歳～20歳) ●子育て扣込 ●子育て短期支援事業 (0歳～18歳未満) ●フック素券(1歳6か月～3歳4回) ・日本脳炎(3歳～*) </td><td style="vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ●家庭児童相談 ・虐待 ・育児不安 ・不登校、非行 ●女性相談 ●通常保育 ・母子相談 ・乳児保育 ・障がい児保育 ・DV相談 ●自立支援(育成)医療給付 ・延長保育 ・母子客席等福祉資金貸付 ・一時的保育 </td><td style="vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ●地域子育て支援センター ・不登校、非行 ●療育 ・母子相談 ・個別療育 ・遊び、生活支援 ・家庭訪問 ・保育園、幼稚園等訪問 </td><td style="vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ●乳幼児期家庭教育学級 (6ヶ月児～未就園児とその保護者) </td><td></td><td> <ul style="list-style-type: none"> ●1ヶ月健康診査(医療機関) ●「母と子の健康サポート支援事業」 (産婦・児を対象とした訪問事業) ●新生児聴覚検査支援事業 ●先天性代謝異常検査等事業 ●小児慢性特定疾患治療研究事業 </td></tr> </table>	<ul style="list-style-type: none"> ●予防接種 ・ビブ(2ヶ月～5歳未満) ・小児肺炎球菌 (2ヶ月～5歳未満) ・BCG(3ヶ月～1歳未満) ・四種混合 (3ヶ月～*) ・麻しん風しん混合 (1歳～2歳未満) ・水ぼうそう (1歳～3歳未満) 	<ul style="list-style-type: none"> ●児童手当等 ・児童手当 (0歳～中学校修了前) ・児童扶養手当 (0歳～18歳) ・特別児童扶養手当 (0歳～20歳未満) ・重度心身障がい児手当 (0歳～20歳) ●子育て扣込 ●子育て短期支援事業 (0歳～18歳未満) ●フック素券(1歳6か月～3歳4回) ・日本脳炎(3歳～*) 	<ul style="list-style-type: none"> ●家庭児童相談 ・虐待 ・育児不安 ・不登校、非行 ●女性相談 ●通常保育 ・母子相談 ・乳児保育 ・障がい児保育 ・DV相談 ●自立支援(育成)医療給付 ・延長保育 ・母子客席等福祉資金貸付 ・一時的保育 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域子育て支援センター ・不登校、非行 ●療育 ・母子相談 ・個別療育 ・遊び、生活支援 ・家庭訪問 ・保育園、幼稚園等訪問 	<ul style="list-style-type: none"> ●乳幼児期家庭教育学級 (6ヶ月児～未就園児とその保護者) 		<ul style="list-style-type: none"> ●1ヶ月健康診査(医療機関) ●「母と子の健康サポート支援事業」 (産婦・児を対象とした訪問事業) ●新生児聴覚検査支援事業 ●先天性代謝異常検査等事業 ●小児慢性特定疾患治療研究事業 			
<ul style="list-style-type: none"> ●予防接種 ・ビブ(2ヶ月～5歳未満) ・小児肺炎球菌 (2ヶ月～5歳未満) ・BCG(3ヶ月～1歳未満) ・四種混合 (3ヶ月～*) ・麻しん風しん混合 (1歳～2歳未満) ・水ぼうそう (1歳～3歳未満) 	<ul style="list-style-type: none"> ●児童手当等 ・児童手当 (0歳～中学校修了前) ・児童扶養手当 (0歳～18歳) ・特別児童扶養手当 (0歳～20歳未満) ・重度心身障がい児手当 (0歳～20歳) ●子育て扣込 ●子育て短期支援事業 (0歳～18歳未満) ●フック素券(1歳6か月～3歳4回) ・日本脳炎(3歳～*) 	<ul style="list-style-type: none"> ●家庭児童相談 ・虐待 ・育児不安 ・不登校、非行 ●女性相談 ●通常保育 ・母子相談 ・乳児保育 ・障がい児保育 ・DV相談 ●自立支援(育成)医療給付 ・延長保育 ・母子客席等福祉資金貸付 ・一時的保育 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域子育て支援センター ・不登校、非行 ●療育 ・母子相談 ・個別療育 ・遊び、生活支援 ・家庭訪問 ・保育園、幼稚園等訪問 	<ul style="list-style-type: none"> ●乳幼児期家庭教育学級 (6ヶ月児～未就園児とその保護者) 		<ul style="list-style-type: none"> ●1ヶ月健康診査(医療機関) ●「母と子の健康サポート支援事業」 (産婦・児を対象とした訪問事業) ●新生児聴覚検査支援事業 ●先天性代謝異常検査等事業 ●小児慢性特定疾患治療研究事業 						
1歳												
3歳	<ul style="list-style-type: none"> ●すくすく教室 ●3歳児 内科・歯科健診 ●園訪問 ●乳幼児健康相談 ●すこやか相談 ●家庭訪問 ●電話相談(随時) 	<table border="0"> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ●フック素券(1歳6か月～3歳4回) ●フック素券交付 (3歳) </td><td style="vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ・麻しん風しん混合 (年長) </td><td style="vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ●病児病後児保育 0歳～小学3 ●アマリーティー事業 (6ヶ月～12歳) ●園庭開放 ●児童セイタ・児童館 (0歳～小学生) ●留守家庭児童教室 (小学1年～小学4年、義務小学校のみ3年) ●子育て支援スタッフ派遣事業 (とんてん館) ●ちびっ子広場 ●子育て支援ネットワーク事業 (すくすくらんど) ●子育てコンサルト事業 (児童セイタ・児童館での企画事業) ●母子生活支援施設入所 (18歳未満の子を持つ母子世帯) </td><td style="vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ●相談活動事業 ・自主的相談 ・4ヶ月児健診 ・8ヶ月児離乳食相談 ・1歳6ヶ月児健診時相談 ・保育園、幼稚園等からの相談 ・医療機関からの相談 ●障がい児への補装具・日常生活用具の給付 ●軽度・中等度難聴児補聴器購入等費用助成 ●障がい児への障がい福祉サービスの支援 ●心身障がい児(者) 総合相談 ●障がい児福祉手当 (0歳～19歳) ・各種行事 ・保護者交流会 ・子育て学習会 ・就学児学校見学 ・父親、家族の療育参観 ・家庭訪問 </td><td style="vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ●家庭教育学級 (希望のある私立幼稚園・保育園 全ての市立小中学校で実施) </td><td></td><td> <ul style="list-style-type: none"> ●幼稚園・保育園訪問 ●就学相談 </td></tr> </table>	<ul style="list-style-type: none"> ●フック素券(1歳6か月～3歳4回) ●フック素券交付 (3歳) 	<ul style="list-style-type: none"> ・麻しん風しん混合 (年長) 	<ul style="list-style-type: none"> ●病児病後児保育 0歳～小学3 ●アマリーティー事業 (6ヶ月～12歳) ●園庭開放 ●児童セイタ・児童館 (0歳～小学生) ●留守家庭児童教室 (小学1年～小学4年、義務小学校のみ3年) ●子育て支援スタッフ派遣事業 (とんてん館) ●ちびっ子広場 ●子育て支援ネットワーク事業 (すくすくらんど) ●子育てコンサルト事業 (児童セイタ・児童館での企画事業) ●母子生活支援施設入所 (18歳未満の子を持つ母子世帯) 	<ul style="list-style-type: none"> ●相談活動事業 ・自主的相談 ・4ヶ月児健診 ・8ヶ月児離乳食相談 ・1歳6ヶ月児健診時相談 ・保育園、幼稚園等からの相談 ・医療機関からの相談 ●障がい児への補装具・日常生活用具の給付 ●軽度・中等度難聴児補聴器購入等費用助成 ●障がい児への障がい福祉サービスの支援 ●心身障がい児(者) 総合相談 ●障がい児福祉手当 (0歳～19歳) ・各種行事 ・保護者交流会 ・子育て学習会 ・就学児学校見学 ・父親、家族の療育参観 ・家庭訪問 	<ul style="list-style-type: none"> ●家庭教育学級 (希望のある私立幼稚園・保育園 全ての市立小中学校で実施) 		<ul style="list-style-type: none"> ●幼稚園・保育園訪問 ●就学相談 			
<ul style="list-style-type: none"> ●フック素券(1歳6か月～3歳4回) ●フック素券交付 (3歳) 	<ul style="list-style-type: none"> ・麻しん風しん混合 (年長) 	<ul style="list-style-type: none"> ●病児病後児保育 0歳～小学3 ●アマリーティー事業 (6ヶ月～12歳) ●園庭開放 ●児童セイタ・児童館 (0歳～小学生) ●留守家庭児童教室 (小学1年～小学4年、義務小学校のみ3年) ●子育て支援スタッフ派遣事業 (とんてん館) ●ちびっ子広場 ●子育て支援ネットワーク事業 (すくすくらんど) ●子育てコンサルト事業 (児童セイタ・児童館での企画事業) ●母子生活支援施設入所 (18歳未満の子を持つ母子世帯) 	<ul style="list-style-type: none"> ●相談活動事業 ・自主的相談 ・4ヶ月児健診 ・8ヶ月児離乳食相談 ・1歳6ヶ月児健診時相談 ・保育園、幼稚園等からの相談 ・医療機関からの相談 ●障がい児への補装具・日常生活用具の給付 ●軽度・中等度難聴児補聴器購入等費用助成 ●障がい児への障がい福祉サービスの支援 ●心身障がい児(者) 総合相談 ●障がい児福祉手当 (0歳～19歳) ・各種行事 ・保護者交流会 ・子育て学習会 ・就学児学校見学 ・父親、家族の療育参観 ・家庭訪問 	<ul style="list-style-type: none"> ●家庭教育学級 (希望のある私立幼稚園・保育園 全ての市立小中学校で実施) 		<ul style="list-style-type: none"> ●幼稚園・保育園訪問 ●就学相談 						
6歳												
9歳	<ul style="list-style-type: none"> ●おやこ食育教室 (ハスメイト主催) 	<table border="0"> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> 日本脳炎 (9歳～13歳未満) 二種混合 (11歳～13歳未満) 子宮頸がん (小学6年～高校1年相当) </td><td style="vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ●子育て支援スタッフ派遣事業 (とんてん館) ●ちびっ子広場 ●子育て支援ネットワーク事業 (すくすくらんど) ●子育てコンサルト事業 (児童セイタ・児童館での企画事業) ●母子生活支援施設入所 (18歳未満の子を持つ母子世帯) </td><td style="vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ●家族支援事業 ・各種行事 ・保護者交流会 ・子育て学習会 ・就学児学校見学 ・父親、家族の療育参観 ・家庭訪問 </td><td style="vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ●家庭教育学級 (希望のある私立幼稚園・保育園 全ての市立小中学校で実施) </td><td></td><td> <ul style="list-style-type: none"> ●女性健康支援センター事業 (相談支援事業、地域間連携会議) ●出前講座 (いのもの教育、性感染症、防煙、薬物乱用防止、食育) </td></tr> </table>	<ul style="list-style-type: none"> 日本脳炎 (9歳～13歳未満) 二種混合 (11歳～13歳未満) 子宮頸がん (小学6年～高校1年相当) 	<ul style="list-style-type: none"> ●子育て支援スタッフ派遣事業 (とんてん館) ●ちびっ子広場 ●子育て支援ネットワーク事業 (すくすくらんど) ●子育てコンサルト事業 (児童セイタ・児童館での企画事業) ●母子生活支援施設入所 (18歳未満の子を持つ母子世帯) 	<ul style="list-style-type: none"> ●家族支援事業 ・各種行事 ・保護者交流会 ・子育て学習会 ・就学児学校見学 ・父親、家族の療育参観 ・家庭訪問 	<ul style="list-style-type: none"> ●家庭教育学級 (希望のある私立幼稚園・保育園 全ての市立小中学校で実施) 		<ul style="list-style-type: none"> ●女性健康支援センター事業 (相談支援事業、地域間連携会議) ●出前講座 (いのもの教育、性感染症、防煙、薬物乱用防止、食育) 				
<ul style="list-style-type: none"> 日本脳炎 (9歳～13歳未満) 二種混合 (11歳～13歳未満) 子宮頸がん (小学6年～高校1年相当) 	<ul style="list-style-type: none"> ●子育て支援スタッフ派遣事業 (とんてん館) ●ちびっ子広場 ●子育て支援ネットワーク事業 (すくすくらんど) ●子育てコンサルト事業 (児童セイタ・児童館での企画事業) ●母子生活支援施設入所 (18歳未満の子を持つ母子世帯) 	<ul style="list-style-type: none"> ●家族支援事業 ・各種行事 ・保護者交流会 ・子育て学習会 ・就学児学校見学 ・父親、家族の療育参観 ・家庭訪問 	<ul style="list-style-type: none"> ●家庭教育学級 (希望のある私立幼稚園・保育園 全ての市立小中学校で実施) 		<ul style="list-style-type: none"> ●女性健康支援センター事業 (相談支援事業、地域間連携会議) ●出前講座 (いのもの教育、性感染症、防煙、薬物乱用防止、食育) 							
12歳												
15歳	<ul style="list-style-type: none"> ●赤ちゃんふれあい体験教室 											
18歳		<ul style="list-style-type: none"> ●母子自立支援事業 ・高等技能訓練 ・自立支援教育訓練 										
20歳												
子育て支援活動組織	健康づくり食生活改善推進員(ハスメイト)	民生委員児童委員 主任児童委員		PTA								